

政治概念論争・再考 (三)

——日本政治学史の展開——

大塚 桂

一 はじめに

二 官立アカデミズムの形成

(以上『政治学論集』第五〇号)

三 ドイツ国家学の系譜

(1) ラートゲンの政治学

(2) 小野塚喜平次の政治学

(以上『法学論集』第六〇号)

(3) 佐藤丑次郎の政治学

(4) 小括

四 実証主義政治学派

(以上『駒大法学部研究紀要』第五八号)

五 新カント学派

(以上『政治学論集』第五一号)

六 多元的国家論の受容と展開

(以上『法学論集』第六一号)

七 私学系政治学

(以上『政治学論集』第五二号)

八 政治の集団現象説

(以上『法学論集』第六二号)

九 政治の国家現象説

(1) 潮田江次の政治学

(以上『駒大法学部研究紀要』第五九号)

(2) 田畑忍の政治学

- (3) 黒田覚の政治学
(4) 今中次麿の政治学

(以上『政治学論集』第五三三号)

- 一〇 政治概念論争―その一―

(以上『法学論集』第六三三号)

- 一一 政治概念論争―その二―
一二 政治概念論争―その三―
一三 ポスト・政治概念論争
一四 むすびにかえて

(以上駒澤法学一巻一号、二号)

一一二 政治概念論争―その三― (承前)

(3) 今中の対大石・堀批判論

今中は、「政治概念」(『法政研究』第一〇巻第二号)にあつて、政治の集団現象論者である大石兵太郎、ならびに堀豊彦への批判論を展開している。

大石の政治の概念、つまり「余は政治の本質を以て集団の根本方針を決定しその実現を促す行為であるとする」ことには同意できない部分があるとして、今中はつぎのように叙述している。すなわち、「この見解において、私自身の見解と一致しがたい部分は、私において、政治を(一) 集団一般において認めず、特定集団においてのみ認めること、そして、(二) 根本方針の決定に関連はするけれども、(三) 決して根本方針の実現そのものでなく、根本方針の成立確定にいたる過程そのものが政治であり、況んや根本方針の命令・指導・監督といふことは、私においては、政治とは考へられないのであつて、それはむしろ政治に有非ざる広義『行政』的行為であるとせられるのである⁽¹⁾」と。

今中本人と大石との見解の相違は「決して立場の相違や、絶対的に不動なものではなくして、むしろ政治概念そのものについての分析的把握の不正確さや、相手方の見解への諒解の不足に原因しているもの」⁽²⁾としている。

それでは、大石の分析の不十分さはいかなる点にあるのだろうか。今中にしたがえば、「政治の強制性」にあるということになる。つまり、国家と集団、それぞれにおける構成員に対しての強制性を大石が同一視している点なのである。

「同〔大石〕教授の考へられるところによれば、『然し強制作用は、程度の差こそあれ、国家のみならず、凡ての社会に於て認められ……これを以て政治の本質とは見做し得ない。』」

例へば政治的性質を有する国家と称せられる団体において認められる権力強制作用が、例へば商事会社や宗教団体においても、単なる程度の差において、換言すれば、何らの本質的差異のないものとして、存在しているといふ。同教授の見解こそ、先づ再吟味を要すべき点だと思はれる。⁽³⁾

さらに、今中は、

「抑々政治における強制性の問題は、法の強行実施を意味するのであつて、違法行為又は犯罪に向つて、法を強行することとに外ならないのであるが、違法行為又は犯罪そのものは、すでに此の違法者又は犯人の意思又は行為が、その政治的秩序に對立し、矛盾していることに外ならない。⁽⁴⁾」

「凡そ平等同質者の間には、支配や統制はあり得ない。国家や政治の場合に、支配や強制が成立すると云ふことは、それを構成している各人の生活行為が、不平等不平等質なればこそである。

こゝに根本的に、国家と商事会社との相違が見出される。

……株式会社が株主に要求している義務及びその『強制』は、決して単に程度の差として、国家の強制を異るのではなしに、本質的な差なのである。

株式会社は、株主に向つて、自主的自発的な義務履行を要請し得るだけであつて、それ以上の所謂『強制』を為し得るものではない。国家の場合はこれに反して、単なる自発的要請だけでなしに、当事者の意思に反してすら強制し得る力が備つている。これは程度の差ではなしに、本質的な差である。

かやうな商事会社と国家との、組織上の相違からして、この二つの団体の根本的相違が現はれてくる。すなはち商事会社は、各人が経済的な営利の目的を到達するために存在しているにすぎないし、その営利を希望する者のみが、これに参加し、また何時でもその営利を不必要と認めたり、またはその会社が営利を達することが出来なくなれば、各人の希望によつてこれから脱退することも出来る。

これに反し、国家は国民各員の希望すると否とにかゝはらず、また彼らが国民たる意識と自覚とを有すると否とにかゝはらず、或はまた彼らがその国家の国民たることを希望すると否とにかゝはらず、国家的必要を、国民全体に向つて、国家みづから強制し得る実力を有しているし、また国民の国家からの、自由な脱退はこれを許さない⁽⁵⁾。」

このように、国家が他の集団と根本的に相違する機能として、強制性をもつことを今中は力説している。そして、今中は、政治の定義を国家と関連づけておこなう。

「……政治はまことに、人々がかやうな、好むと好まざるとにかかはらず、服従を余儀なくされている社会的支配強制の存在を前提とし、各人がその際、願はくば自己の意図によつて、自己に好ましき方向において支配せられ、或はみづからその支配的地位に立たんことを欲して、互に相争ふところの過程にこそ、見出される。故に決して政治は組合的義務契約のやうな集団意思を前提とするものでもなく、また各人の意思の相互的一致の上に基礎づけられているものでもない。むしろそれは、各人が種々の異つた互に相矛盾し対立した意思を有しながら、しかも互に分散してしまうことの出来ない、生活上の

必然的基礎を有するが故に、そのうちの優勢なるものが、劣勢なるものを克服することによつて、成立しつゝある支配的統一である。⁽⁶⁾」

その上で、今中は「大石教授とは限らないけれども、現代の最も一般的に支持せられている政治権力論の科学的方法論の基本的欠陥のために、政治権力の『強制性』の問題は、極めて曖昧な、非科学的なものとなつて⁽⁷⁾いる」とのべる。政治権力の属性のひとつとでもいふべき強制性について、今中は否定的である。支配者にせよ、国家・政府にせよひとびとを統制するにあたっては、政治権力は法として発動されないかぎり強制性を発揮しないという⁽⁸⁾ことを、今中は指摘するわけである。とくに、この法は国家の統治作用とかかわりがある。

今中は大石が法の維持そのものも国家と集団とあいだでの本質的な相違ではないという見解を示しているのを批判する。

「……大石教授の云はれるやうな『法の実現維持は、国家の場合に於てのみ直接の存立上の目的であるといふ、この存立上の目的といふことを、法の実現維持なくしては国家は存立せずといふ意味に解すれば、それは教会、学校、組合等、国家以外の諸団体に於ても同様にして、これ等の諸団体と雖も同様の意味に於て法の実現維持を存立上の目的となすといひ得やう。』⁽⁸⁾といふやうなことは、そこに分析の混乱と不足とが認められるのである。」

そもそも、国家が法を維持する機能は「⁽⁹⁾事実的に強制的な性質を有している」からである。さらに、今中は軍事・警察・裁判・行刑なども、いずれも一般的な集団には存在しないものであり、⁽¹⁰⁾国家のみが専有するものとしている。今中の理解では、政治の強制性は、畢境法的な強制性である。

「……法の規範秩序を維持強行することが治安機能と考へられている。

この機能は、しかし国家及び国家団体(国家の複合体や国家の地方行政団体や公共組合)のみが有するものである。……それ以外の如何なる団体も、この治安機能を持っていない。すなはち法規範を維持強行する機能は、この団体だけの専有物である。それは上述のやうに、軍事・警察・裁判・行刑がその専有物だといふことによつて明白だ。⁽¹¹⁾」

各種の集団は、国家と相違して、「決して法規範そのものゝ秩序維持を、それらの存立目的とはしていないからである。それらは営利的に、宗教的に、或は倫理的に、秩序維持を行ふことができやう。しかし決して法的には出来ないのである。法的秩序維持の機能を持つならば、それは直ちに国家性を持つことになり、国内に更に別の国家の内容が内包されているといふ矛盾に陥るから、それは許されない。すべての団体が、国家の支配統制をうけるといふことは、それらの団体が、国家の法規範秩序に服しているといふことを意味するのであつて、その他の意味を持つものではない。⁽¹²⁾」

国家も各種集団とともに、法規範をもつ。たしかに、各種団体の規定などは、「本質的には、国家秩序を規定する国法規範と、法たる点においては何ら異るところはない⁽¹³⁾」。しかし、「法規範を維持強行する機能のみが(治安機能のみが)国家の専有物である。法規範は、団体規範であつて、その団体の存立目的を指示する規範に外ならない。故に私はこれを『団体合目的規範』とよんでいる⁽¹⁴⁾」。

大石らが多元的国家論からの影響を受けているのをふまえて、今中は「一時主張された『多元的国家論』のごときも、この点の理論的誤謬を侵しているものにすぎなかつた。主権性が国家から否認されない限りにおいて、かや

うなことは在り得ないのであり、また主権性が認められないならば、それは実質上すでに国家ではないのである⁽¹⁵⁾、と批判する。

今中は、結論として、政治の概念を以下のようにとらえた。

「この国家権力を作り上げているかのやうな国民の生活行為のうちに、政治が見出される。政治はこの優勢的な法と力の支配関係を創造しつゝある社会的生活行動そのものである。支配を獲得し、その立場で法を規定し、その立場で法を命令しやうとする社会的生活行動そのものである。支配を獲得し、その立場で法を規定し、その立場で法を命令しやうとする優越性獲得の争ひである。しかるが故に、力の支配を伴はない一般団体には政治性が認めらるゝことなく、国家及び国家的団体を繞つてのみ政治性が現はれてくる。」⁽¹⁶⁾

今中は「政治概念について」論文にあつて、大石批判につづけて、堀豊彦に対しても非難の矛先を向けていく。

「『政治とは人間の社会的集団において、集团的意志のはたらきを中核として集団の任務を決定し、その志向に副うてその実現達成に努力し行為する所に現はれる現象である。』

かやうに、『集団意志』と云ふことが、中心的觀念になつてゐることについては、こゝに改めて最早、批判を要しない点である。

たゞ教授が、一般社会と国家(又は政治社会)との差異や、政治権力の主権的特徴などの分析にふれることなく、上述の定義をもつて、すでに政治的本質の解明に満足していられる態度は、度々云ふやうに、なほ分析せられるべきものを、敢えて分析することなしに打切つて置かうとする非科学的態度であるといふことを免れない。

政治が、政治たり得るのは、要約すれば、政治権力の獲得を目指しての争闘たることにある。政治権力を考へることなしに行はれる単なる策謀や談合や妥協や陰謀や交渉や紛争などを、たゞそれが集团的意識中心を作りあげるといふ意味にお

いて、政治性を認めようとすることは、徒らに政治的なものゝ領域を拡大して、内容を空疎にし、且つ既成の経験的意識と符合しない議論だと云はざるを得ない。⁽¹⁷⁾」

今中は、大石や堀ともに以下のように批判して、論文の終わりとしたのであった。

「終わりにあたり、法規範と倫理規範とを明確に区別することなく、『共同目的』(common purpose)をもつて政治権力の基礎としようとする、英国のラスキやコールらの『多元的国家論』のもとで、大石教授や堀教授らの立場と本質的に同じやうな理論が主張されていること、そしてこれがすでに科学的批判の前に、成立し難い学説となつていることを指摘し、政治学を、民主主義にも、独裁主義的にも、一つの政治的イデオロギーから脱れしめて、厳密な科学へ発展せしめるの必要を主張しつつ、この論文を結ぶことゝしたい。⁽¹⁸⁾」

なお、今中は戦後すぐ、本稿での整理にしたがえばヘポスト・政治概念論争の段階で、大石に対して批判論を展開している。しかし、基本的にはいままで検討してきた議論とほとんど変わらないものであった。この点は、後述したい。

(4) 集団現象説と国家現象説との止揚―吉富重夫の政治学―

吉富重夫(一九〇九―七六)は戦後、『政治的統一の理論』(有斐閣、一九五五年)を刊行している。ところで、同書の第一部は、すでに昭和二三・一四年ごろに執筆されていたものであった。また、吉富には戦前の段階で、「潮田江次『所謂「国家外」の政治現象』に就て」(『法律時報』)と題する書評がある。さらに、「政治の概念に関する最近の我

国における二の学説」(『公法雑誌』第六卷第五号)などにあつて、政治概念論争を総括している。政治の集団現象説と国家現象説を総合できるのではないか、いな総合しようとする意欲的なところみが、政治概念論争段階で打ち出されてきたことは特筆すべきである。とくに、吉富の見解は、戦後、ポスト・政治概念論争段階でふたたび注目されるのであつた。

最初に、吉富の国家現象説批判を読み取つてみよう。具体的には、潮田批判論のカタチをとる。

「わが国の政治学界は、曾て田畑忍教授が述べられたように、所謂正統派と新派異説との対立において、激しい論争が展開せられている。前者正統派は、政治の概念構成に当つて国家との連関を強調するものであり、後者異説は、国家と無関係に概念構成を試みるものであるとされている。所謂正統派は、その素朴なる形態においては政治を主体概念として何等の反省をも加へないのであるが、新派異説はこれを機能概念であるとして、その際正統派の政治の概念構成に当つて全く忘れた一面をつくことによつて確に一の進歩的役割を果たした。通常両派は絶対的に相容れないものとも考へられているのであるが、実は或る点においては共通の要素を有つている。蓋し異説も何等かの形において、国家の政治的意義を認むるものであり、正統派も既に素朴なる概念構成を離れて国家のみを政治団体とするものではない。⁽¹⁹⁾」

政治概念論争の「問題は、より根本的な方法論的課題であると考へる」と吉富は分析する。その上で、潮田の論文について、「本論文は、興味ある労作であるが、積極的に自説確立と云ふよりは、むしろ polemique の形態において発展せしめられ、その際反対論の理解よりは攻撃に急であるかの感を抱かしめられる⁽²⁰⁾」と批判する。さらにつづけて、彼は、

「疑問は潮田氏の究極の概念たる国家に残される。氏は国家団体と国家社会との区別の上に、国家団体は国家社会の維持改善と云ふ特定目的を遂行せんがための集団であり、政治は此の特定の目的のために行はれる一定の現象に他ならないとされるのであるが、この定義自体は政治より対立矛盾の契機を捨象して、機能の結果にのみ着眼するものとして、歴史社会的実在たる政治のもろもろの契機を完全に把握したものは思へない。」⁽²¹⁾

と叙述している。

つづいて、吉富は「政治の概念に関する最近の我国における二の学説」論文にあって、田畑と大石とを取り上げている。

政治概念論争は方法論の問題であると同時に、政治に関してのイメージの違いが集団説と国家説両方にあつたと、吉富は考察している。そして、「政治とは何ぞやの問題こそ、政治学のアポリヤたるのであるが、したがつて、政治をいかに概念するかに伴つて、結果する政治学の体系も亦自ら異らざるをえない」⁽²²⁾とした。吉富は、「国家現象説」の立場にある田畑(『法と政治』)と、「集団現象説」の立場である大石(『政治学基本問題』)とを、それぞれ対立学派の代表的著作として検討する。

吉富は「同論文」において両説を吟味したのちに、以下のように結論づけた。

「惟ふに国家現象説の立場に立つ人々が、政治は国家においてのみ成り立つ現象であるとして、国家以外の集団における政治の成立を否定するものであるとすれば、それは政治の成り立つ場面を不当に限局するものといはざるをえないのである。又国家現象説の立場に立つ人々が、政治はおよそ集団の存するところは看取しえられる現象であるとして、国家における政治の特殊性を否定するものであるとすれば、それは現実より眼を蔽ふものであるといはざるをえない。換言すれば、政

治は国家においてのみ看取せられる現象であるとするとはならず、亦政治はおよそ集団の存するところ必ずや看取しえられるべしであるとしても、このことは、政治が国家において典型的に成り立つ現象であるとするところを否定するものではない。これら二の対立する命題の意義を充分に認めつゝ、しかも両者を総合する契機が存しなければならぬ。国家現象としての政治と集団現象としての政治とは、あたかも特殊性と普遍性との関係に他ならないのであるが、政治の概念規定が充分的たるためには、必ずやこれら両者の意義を充分に満足せしむるものでなければならぬ。かくのごとき立場を、人々は中間的、折衷的とするであらうが、しかし、そのやうな批評を下す前に、特に政治といふがごとき社会的実践的活動が、このやうな中間的立場以外においては、理解せられえないものであることに、注意を向けねばならぬ。」⁽²³⁾

吉富は『政治的統一の理論』にあつて、政治概念論争、政治現象説に関して以下のように議論をさらにすすめている。政治の概念規定に際して、問題となるのは方法論である。

「政治の概念構成にさいして、主体的概念構成の方法をとるか、ないしは機能的概念構成の方法をとるかによる區別である。ここに主体的といひ、機能的といひのは、概念規定にさいして、行為の主体より政治の性格を決定せんとする方法をとるか、もしくは行為そのものの性格の裡にその特質を見出そうとするものであるかの意味であるにほかならない。しかしながら、かくのごとき立場における類別は、概念規定の方法論上の実体にふれるものであるゆえに、もつとも根本的なものとせられうるのである。このような立場において、従来の政治の概念規定を類型づけるとすれば、われわれは、政治を国家との関連において規定し、もしくは国家を主体とする現象であるとする国家関連説ないし国家主体説と、国家との関連をはなれて、政治はひろく集団の存するところにみられうる現象であるとする集団現象説とをわちちうるのである。」⁽²⁴⁾

「これを要するに、国家主体説ないし国家関連説とよばるべきものが、方法論的に国家なる主体を限定し、もしくはそれとの関連において、政治の概念規定をしようとするものであるのに対して、集団現象説は、行為自体の性格において、政治の概念規定をしようとするものであるということができる。両者は、通常相互排他的なるものとして論ぜられているのであ

るが、にもかかわらず、両者は絶対非媒介のものではない。方法論的に反省をすすめるならば、政治は、もとより人間現象として、人間の社会的実践的活動の一方を形づくるものであり、それゆえに、まず行為性格において把握せらるべきであることはいうまでもないが、しかも現実的に行為は、主体との密接な連関のもとに成立することも否定せられない事実である。だから集団現象として行為の性格において政治の本質を把握しようとする態度と、国家を主体とする政治に特殊性をみとめようとする態度とは、矛盾するものではない。⁽²⁵⁾

「人間の社会的活動としての政治の主体として、国家がその最も典型的なるものであることは否定せられえないが、しかしながら、このことは、国家活動のうちのみ政治の成立をみとめようとすることを正当づけるものではない。しかも政治の概念自体は、国内政治たると国際政治たるとを問わず、すべての政治に通じうるものでなければならぬ。国家主体説は、政治をして政治たらしめる何らの根拠をもしめさずして、国家活動即政治なりとする点に、方法論的に独断的であるとともに、政治の範囲を不当に限局するものであり、集団現象説は、その方法においては国家現象説より進歩的であるとしても、行為の性格のみを抽出するものにあつては、抽象的であるとともに、国家政治の現実には有する特殊性をみとめざるものとして、いずれも欠陥を存するといわざるをえない。したがって両者の有する意義を充分にみとめつつ、しかも両者を総合するところに、新しい政治の概念構成の道がひらかれるのである。⁽²⁶⁾」

吉富は両説をふまえたうえで、どのような政治概念を打ち出すのであろうか。

「政治は、かくのごとき人間の社会的実践的活動の一方を形づくるものであり、それゆえにまた、人間の世界を形づくりに展開せしめる一契機たることは、否定しえざる事実である。だが、そのさい人間の世界は、行為との関連において歴史的・社会的実在として概念することができる。歴史的とは、人間の行為が、過去の負課的必然を未来への予量において現在の自発的自由にたかめるがゆえにいうのであり、社会的とは、人間が肉体的存在として一方においては自然の世界につらなり、それゆえに自然に支配せられながら、他方において共同我の立場において理性を媒介としてそれを超えるがゆえに、しかく

いわれるのである。だから人間の世界たる歴史的・社会的実在は、単に人間が共存する状態そのものではなくして、共存しつつ、はたらきかけあっている点に、その特質を見出ださうるのである。ゆえに歴史的・社会的実在は、主体的存在として、また対主体的存在として、自然的連関においては非我と、社会的連関においては他我と接触しつつ存在するところの、人格的存在者の内面的自発性の発現としての自覚的行為によつてうみ出される文化形象、もしくはそれをうみ出す過程を包含する総合的全体社会なのである。だから歴史的・社会的実在には、人格的存在者の社会的主体的連関と、それらの活動の直接・間接の結果たる文化的客観的秩序との構造的二元性がみられうるのである。社会の客観的文化構造と主体的社会構造との両者は、原理的には、相互に区別せらるべきものではあるが、にもかかわらず、両者は相互に緊密なる連関におかれているのである。……だから政治の概念規定にさいしても、国家主体説もしくは集団現象説のごとくに、歴史的・社会的実在の一面のみをとりあげて、その本質を規定しようとする態度は、いずれも、しりぞけられるべきであつて、両者の連関を認めながら、その本質把握を志すのでなければ、決して充分だとはいわれがたい。⁽²⁷⁾

「政治は、……社会的公共的行為なのである。何となれば、政治は、行為の主体にとつてのみ意味があるのではなく、社会にとつて意味があるのであり、しかもそれは、社会の全体にとつて意味を有するものであるからである。ここに公共性とは、社会全体に連関を有するか否かを規準とするものであつたが、さらにこれを究極的な形において、歴史的・社会的実在の客観的文化秩序との連関においていえば、人類全般の生々発達を直接にめざせる行為であり、さらにこれをいいますこしく内容的に限定していえば、総合的全体社会たる歴史的・社会的実在の形成・維持・発展を直接にめざめさせる行為であり、またこれをより直接的な形においていえば、歴史的・社会的実在における社会機構的・外面的公共関係の形成・維持・発展を目的とする行為を意味する。実践としての政治の普遍的根元は、人類全般という存し、これを現実的立場においていえば、⁽²⁸⁾国民社会であり、さらに行為の外面性との連関においていえば、社会機構につらなるものであるにほかならないのである。」

「もとより全体社会たる歴史的・社会的実在には、現実的には対立・矛盾の契機の存することは否定せられえないのであるが、そして政治が、かくのごとき歴史的・社会的実在の形成・維持・発展と直接にむすびつくものであるかぎりにおいて、

矛盾の契機の認めらるべきことも否定せられえないが、……かくのごとき対立・矛盾の存在することを認めつつも、なお統一的秩序を形成・維持・発展せしめてゆくところに、政治の政治たる意義が存するのである。対立克服の意思が存しない場合には、政治も存しないのであり、単なる物理的力の衝突現象が存するにすぎない。……政治には、現実的には、職業・階級・身分・民族・種族・信教等々の異質的対立が前提とされているのであり、これらの対立を克服して同質化し、かくのごとくして統一的秩序を形成してゆくところに、その特有の意義を存するのである。政治の普遍的性格は、かくのごとき点に見出されねばならない。⁽²⁹⁾」

「政治は、これを普遍的存在性格において規定するかぎり、公共性を有する行為である。したがって団体行為が、政治として規定せられうるためには、公共性を有する行為でなければならぬ。この場合一切の団体が、政治的主体性を有しようものでないことはあきらかであるが、現実的には、一定の団体、たとえば、国家・地方団体・政党のごときは、公共性を有する行為の主体として、社会的に承認せられていることを、みおとしてはならない。国家現象説は、方法論的に素朴であり、集団現象説は反省的であるとはいっても、政治は団体を主体とする現象であるとする立場には、何が行為をして政治たらしめるかの根拠は、なにらしめられてはいないのである。政治は、……団体を主体とする行為であり、しかも公共性を有する行為であるとはいっても、このことは、政治は国家において特有の仕方において成立し、かつ国家において成立する政治が、政治の最も典型的なものであることを、否定しようとするものではない。いな、かえってその特殊性を充分に認めるところのものでなければならぬ。⁽³⁰⁾」

「政治の普遍的存在性格は、公共性を有する行為たる点に見出されるのであるが、このことは、政治は国家において特有の仕方において成立し、かつ典型的な仕方においてなりたつものであることを、充分に認めるものでなければならぬ。かくのごとく、国家政治をして、その特殊的存在性格において成り立たしめる根拠として、いかなるものが認めらるべきであろうか。ここに政治主体としての国家の構造をかえりみる必要が存するのである。⁽³¹⁾」

吉富の立場に関してこれを積極的に評価するむきとして、蠟山政道がいる。蠟山は、吉富の著書は建設的な内容

をもっており、日本の政治学界への一つの寄与として認められると絶賛に近い⁽³²⁾。しかし、その一方で、吉富のそれは、「折衷的・常識的政治概念」⁽³³⁾であるとして、消極的に評価する者に、柴田高好がいる。柴田は、「問題を、政治の普遍的な性格と国家政治の特殊性との二つに分けて考察した点は、論理的に当然であって、国家外現象論の問題提起に正しく応えようとするものである。しかし、政治の普遍的存在性格として社会的公共的行為性を、国家政治の特殊性として国家主体の主権的権力団体性をあげるだけでは、いわば国家現象説に傾いた両説の折衷論といわなければならぬ⁽³⁴⁾」、とみていた。

ポスト・政治概念論争段階で、吉富は両説の総合を模索しようとした。ところで、政治概念論争の当事者たちは、戦後にあつて、どのような姿勢をとるのであつたらうか。以下、この問題をながめていきたい。

- (1) 今中次磨「政治概念について」『法政研究』第一〇巻第二号 二一―三頁。
- (2) 同上三頁。
- (3) 同上三頁。
- (4) 同上六頁。
- (5) 同上七―八頁。
- (6) 同上八―九頁。
- (7) 同上一〇頁。
- (8) 同上―四頁。
- (9) 同上―三頁。
- (10) 同上―五頁。

- (11) 同上二六頁。
- (12) 同上二六一―二七頁。
- (13) 同上二八頁。
- (14) 同上二七頁。
- (15) 同上二七頁。
- (16) 同上二〇頁。
- (17) 同上二二頁。
- (18) 同上二六頁。
- (19) 吉富重夫「潮田江次『所謂「国家外」の政治現象』に就て」『法律時報』第九卷第一号 五六頁。
- (20) 同上五七頁。
- (21) 同上五七頁。
- (22) 吉富「政治の概念に関する最近の我国における二の学説」『公法雑誌』第六卷第五号 一一一頁。
- (23) 同上二四―二五頁。
- (24) 吉富『政治的統一の理論』有斐閣 一九五五年 三二―三三頁。
- (25) 同上三三頁。
- (26) 同上三三―三四頁。
- (27) 同上三四―三五頁。
- (28) 同上三七頁。
- (29) 同上三七―三八頁。
- (30) 同上三九頁。
- (31) 同上三九―四〇頁。

- (32) 蠟山政道『日本における近代政治学の発達』二二二頁。
- (33) 柴田高好『マルクス主義政治学序説』三一書房 一九六九年 二二〇頁。
- (34) 同上二二二頁。